

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した被保険者への減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の方に対し、国民健康保険料・介護保険料の減免の制度があります。
※詳細は市HPまたは下記へお問い合わせください。

国民健康保険料の減免制度

▶保険年金課 ☎
☎042-460-9822

介護保険料の減免制度

▶高齢者支援課 ☎
☎042-420-2814

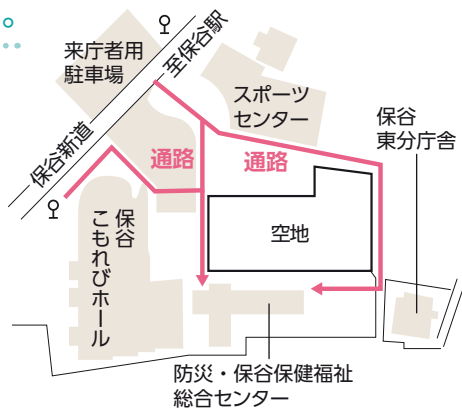
旧保谷庁舎の解体工事が終了しました

解体工事にご理解とご協力をいただき
ありがとうございました。

解体工事終了に伴い、動線が変更されています。今後は、迂回をせずに、防災・保谷保健福祉総合センターまで行けるようになりました。

今後も快適にご利用いただけるように努めてまいります。

▶総務課 ☎
☎042-438-4001



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)の申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給しています。次の対象の方は申請してください。
※ひとり親世帯以外の方は7月15日号・市HPをご覧ください。

- 対 18歳になった年度末までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満の児童)を監護しているひとり親などで次のいずれかに該当する方
- 公的年金等を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない(ただし、令和2年中の収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方)

- 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている

- ※令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方には、令和4年6月29日に指定の口座へ振込済(申請不要)
- 支給額 児童1人につき5万円
- 支給時期 7月下旬以降順次支給
- 申請期間 令和5年2月28日(火)まで
- 申請場所 子育て支援課(田無第二庁舎2階)
- ▶ 子育て支援課 ☎042-460-9840

技能功労者表彰・商工業従業員表彰にご推薦ください

技能功労者表彰

長年にわたり同一職業に従事し、産業の振興に顕著な功績を修められた技能者を表彰しています。次の対象者をご推薦ください。

対 11月9日(水)時点で、次の全てに該当する方

- 市内で技能職に従事
- 続けて5年以上市内に居住
- 技能者としての経験年数が30年以上
- 満60歳以上
- 優れた技能を持ち、徳行が著しく、後進の模範となっている

※技能職団体からの推薦が原則ですが、団体を組織していない職種の技能者については、ほかの技能職団体または技能職団体以外の団体・個人からの推薦も可。ただし、その場合には、事前に産業振興課までお問い合わせください。

推薦方法

9月2日(金)までに、市HP・産業振興課(田無第二庁舎5階)にある「西東京市技能功労者推薦書」に必要事項を明記し、〒188-8666市役所産業振興課へ郵送または持参

商工業従業員表彰

市と西東京商工会では、市内の商工業に従事している優良な従業員を表彰しています。次の対象者を雇用している事業主の方はご推薦ください。

対 11月8日(火)時点で、10年以上同一事業所に勤務し、表彰日現在も当該事業所に勤務している従業員で、勤務成績が優良な方(事業主と同一世帯の方およびパートタイマーを除く)

推薦方法

9月2日(金)までに、市HP・産業振興課(田無第二庁舎5階)・商工会事務局にある「西東京市商工業従業員表彰推薦書」に必要事項を明記し、〒188-0012南町5-6-18西東京商工会田無事務所へ郵送または持参 ※いずれも、推薦された方の中から、表彰規程により該当者を決定

表彰式

時/場 11月9日(水)/田無庁舎5階
問 西東京商工会 ☎042-461-4573
▶ 産業振興課 ☎042-420-2819

(((傍聴))) マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。
また、咳などの風邪症状や発熱など体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

審議会など

文化芸術振興推進委員会

時 8月4日(休)午後7時
場 田無庁舎5階
内 第2期文化芸術振興計画(案)
定 5人
▶ 文化振興課 ☎
☎042-420-2817

スポーツ推進審議会

時 8月10日(水)午後6時
場 田無第二庁舎5階
内 スポーツ推進計画(案)
定 5人
▶ スポーツ振興課 ☎
☎042-420-2818

行財政改革推進委員会

時 8月18日(休)午後3時30分
場 田無庁舎3階
内 第5次行財政改革大綱策定に向けた検討
定 5人
▶ 企画政策課 ☎
☎042-460-9800



心身障害者各種手当・助成制度 ~申請と現況届~

期限後も申請できますが、申請前にさかのぼっての制度適用はありませんので、今回新しく対象になると思われる方は申請してください。

各種手当・助成制度の申請

- 心身障害者医療費助成制度…9月30日(金)まで
- 各種手当・助成制度…8月31日(水)まで
(重度手当は11月末日まで)

※障害程度や年齢制限など各種要件あり。詳細はお問い合わせください。

所得制限基準額

① 心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・自動車燃料費助成・タクシー料金助成・難病者福祉手当・重度心身障害者手当

税法上の扶養人数	障害者本人 (20歳未満の方は扶養義務者など)
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

② 特別障害者手当・障害児福祉手当

税法上の扶養人数	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

現況届の提出

次の手当の受給者に現況届を送付しますので、期限までに返送してください。

- 重度心身障害者手当…8月31日(水)まで
- 特別障害者手当など…9月9日(金)まで

心身障害者タクシー料金助成の申請(継続)

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシー利用券を交付します。

※従来のタクシー利用券は使えませんが、未使用分は返却してください。

時 7月29日~8月31日(水)(平日のみ)

※期間以降は、申請した月分からの助成
場 障害福祉課(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)

※7月29日~8月2日(火)は別途申請会場あり

対 身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度の方
持 ● 身体障害者手帳または愛の手帳 ● 申請書(対象者に送付済み) ● 代理人が申請する場合はその方の身分証明書(保険証・運転免許証など)

心身障害者自動車燃料費の請求

時 8月12日(金)~31日(水)(平日のみ)

場 障害福祉課(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)

対 ① 身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3級・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方

② 身体障害者手帳1~4級で自ら運転する方

持 ● 現況届兼請求書(対象者に送付済み) ● 車検証のコピー ● 運転免許証のコピー ● 障害者本人の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可)

● 下記請求対象期間内に給油した際の領収書などの原本

※同封の返信用封筒にてご返送ください。

□ 対象期間 2~7月(この間に新たに認定申請をした方は、認定申請日~7月)

▶ 障害福祉課 ☎042-420-2806